

羽村市指定給水装置工事事業者 新規指定申請・更新の手続きについて

羽村市内で給水装置の工事を行う場合、以下の書類を提出し「羽村市指定給水装置工事事業者証」の交付を受けることが必要となります。

また、水道法の一部を改正する法律が令和元年10月1日に施行されたことに伴い、指定給水装置工事事業者の皆様におかれましては、指定の有効期間が従来の無期限から5年ごとの更新が必要になりました。

それぞれ、申請時に必要な書類が異なりますので、下記の表をご確認のうえ、申請を行ってください。

新規		更新		提出書類	注意事項
個人	法人	個人	法人		
○	○	○	○	指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1)	表面と裏面があります。必ず <u>両面</u> で印刷をしてください。
○	○	○	○	機械器具調書(別表)	記載した器具の内容が確認できる写真を添付してください。
○	○	○	○	誓約書(様式第2)	
○	○	—	—	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(様式第3)	
○	○	—	—	【新規のみ】選任される主任技術者の「給水装置主任技術者免状」又は「技術者証」の写し	
—	—	○	○	【更新のみ】選任中の主任技術者の「給水装置主任技術者免状」又は「技術者証」の写し	
○	—	○	—	住民票の写し	発行日から3か月以内のもの
—	○	—	○	「定款(財団法人の場合は寄付行為)」の写し	直近のもの
○	○	○	○	「登記簿謄本」又は「記載事項証明書」	発行日から3か月以内のもの
○	○	—	—	事務所所在地の案内図・見取り図	
○	○	—	—	建物・倉庫の外観写真	建物の全景並びに看板等で会社名が読み取れるもの。
○	○	○	○	指定給水装置工事事業者の事業運営に関する確認書	
△	△	—	—	他の水道事業体で指定を受けている場合は、その認定証の写し	※提出は任意です

※新規の申請については、事務処理に1ヵ月程度要します。

※更新については、更新時期になりましたら市から指定給水装置工事事業者へ個別で通知を送付します。

●様式について

様式は羽村市公式サイト(<https://www.city.hamura.tokyo.jp/>)からダウンロードできます。

●申請手数料

新規指定登録手数料 : 10,000円

更新手数料 : 10,000円

●その他

給水装置工事申込書(10枚) : 500円(税抜き)

●届出方法

受付時間内に提出先へ持参してください。

【受付時間】 平日 8:30~12:00、13:00~17:15

【提出先】 羽村市水道事務所

住所 羽村市緑ヶ丘2-18-5

電話 042-554-2269